

**いじめの定義** いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

**1 いじめの未然防止に向けた取組を行う組織（いじめ未然防止・早期発見に係る委員会）**

(1) 目的

- ・校内のいじめ問題の未然防止・早期発見とその対応に努める。
- ・保護者、地域の教育機関と連携し、地域の大人全員で見守ることで生徒の健やかな育ちを助ける。

(2) 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、学年主任、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 実施する取組

①未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・学校生活に関するアンケート調査実施
- ・校内研修会の企画・立案・実施
- ・新潟県特別支援教育支援員活用事業の活用促進
- ・生徒、保護者に対して、活動内容の周知
- ・中高の円滑な接続を目指し、中学校との定期的な情報交換

②早期発見対策

- ・学校生活に関するアンケートを年3回実施し、その結果を職員全体で共有する
- ・職員会議、分掌連絡会議などあらゆる機会を捉えて、生徒の学校生活の状況について情報を共有する。

③取組の振り返りと改善に向けた活動

いじめ対策委員会において「新潟県立吉田高等学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」とする）を中核とした、いじめの問題への取組が効果的かつ計画的に進んでいるか定期的に評価を行い、評価を踏まえて速やかな見直しと改善を図っていく。

**2 いじめが起きた、またはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための組織（いじめ認知に係る委員会）**

(1) 委員

校長、教頭、いじめ対策推進教員、当該学年主任・担任、養護教諭

(2) 実施する取組

- ・該当のいじめ事案に関係のある生徒への事実関係の聴取

- ・保護者への連絡（教頭を含め複数の教員で丁寧に対応）
- ・県教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・校内の傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携

### 3 いじめの未然防止に向けての学校の取り組み

#### (1) 「いじめのない学校」を目指し、授業をはじめとする教育活動で取り組むこと

- ①生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を実践することで、学ぶ意欲を伸ばさせる。
- ②互いの考えの良さに気づくとともに、自己の考えも深める「話し合い活動」を取り入れた授業を実践する。
- ③生徒会行事や「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」の活動を通して、相手に自分の考えを分かりやすく伝えることの大切さを学び、多様な考え方を尊重する態度を育てていく。
- ④地域と連携した活動やボランティア活動などの体験活動を通して、達成感を体得させ自己有用感を高める。また自然や生命を尊重し他人を思いやる優しさを育む。
- ⑤生徒会活動・行事へ生徒自身が積極的に関わることで、学校や学級への帰属意識を高めるとともに、互いに高め合える学校の雰囲気醸成する。
- ⑥「生きるV」の活用などにより人権教育・同和教育を工夫、充実させることで、ひとり一人が、他から尊重されるべき存在であることを理解させる。
- ⑦進路指導において、将来の社会人・職業人としての自己をイメージさせることで、人間としての在り方生き方に関する考えを深めさせる。

#### (2) 「いじめのない学校」実現のために教師自身が留意すべき事

- ①自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長するきっかけを作ったりしていないか、自らを振り返り人権感覚を磨くため定期的にいじめに関する校内研修を開催し、さらに校外での研修へ積極的に参加する。
- ②困っている生徒に寄り添い、真摯な態度で接するように努める。
- ③自らの普段の言動で、決していじめを許さないという態度を示す。
- ④学級活動において友好的な学級の雰囲気づくりを心がけるとともに自分たちで人間関係の問題を解決できる力の育成を促すよう常に活動を工夫する。

#### (3) 保護者・地域との連携

- ①PTA総会等において保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知する。
- ②「いじめられる側にも問題がある」という認識が無くなるように、いじめ問題に関する講演会や研修会を開催し学校全体でいじめ問題について学ぶ機会を持つ。
- ③生徒指導通信の配付やホームページ等を通じて、保護者や地域に「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ④保護者アンケートの実施により「学校のいじめ問題への取組」について、意見を求

め、活動の改善につなげていく。

#### 4 早期発見のための方策

- (1) 地域教育機関や保護者との連携による生徒の見守りに努め、校内外での生徒の様子の変化を見逃さないようにする。
- (2) 生徒ひとり一人との信頼関係の構築に努め、いじめについて相談しやすい学校の環境作りに努める。
- (3) 乱暴な言葉使い、からかい、冷やかしなどの軽微な言動であってもいじめにつながるのではないかとの認識を持って、生徒と関わっていく。
- (4) 些細な兆候や情報であっても事実を軽視したり隠したりせず、いじめの積極的な認知に向け、全職員で情報共有し関わっていく体制を迅速に整える。
- (5) 学校生活に関するアンケートを実施する。
- (6) 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等を通じて、生徒の悩みや、生徒の学校生活に関する保護者の懸念の早期把握に努める。
- (7) 特別支援教育支援員活用事業を通して校外の支援員（スクールカウンセラー）と情報共有できる体制を整える。
- (8) 特別支援教育支援員活用事業において臨床心理士による教育相談が実施できること、保護者の悩みにも対応できること、を十分に周知する。
- (9) いじめ未然防止・早期発見に係る委員会の定期開催により、教職員全員が積極的に関わっていくべき生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

#### 5 いじめの早期解決のための方策

##### (1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すという学校の姿勢や秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全確保の手段を講ずる。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ いじめに気づいていながら傍観していた生徒に対しては「いじめは絶対に許されない」ということと「傍観者の存在も、被害者にとっては加害者と同じ程度の圧力を持った存在になり得る」ことを理解させるとともに、傍観という行為の責任を自覚させる。

##### (2) 早期解決のための対応

- ① いじめ対策推進教員が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査し、校長に報告する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。
- ② いじめられている生徒の保護者及びいじている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ③ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえて学校の方針を決定する。

- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。
- ⑦いじめの場面での傍観者に対しては、はやし立てたりする行為はいじめを助長するものでありいじめと同様であることと、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

## 6 情報機器を使ったいじめへの対応

- (1) 携帯電話、スマートフォン等は、始業前と放課後以外は校内での使用を禁止する。
- (2) 教科情報、その他あらゆる学校の教育活動の場を活用しインターネット、SNSへの「書き込み」によるトラブルの急増、安易で無責任な発言が学校の友人との人間関係を損なう懸念など、情報機器やインターネットのもつ利便性と危険性について継続した指導を行う。
- (3) ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ認知に係る委員会を中心に全職員で情報を共有し、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- (4) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 7 解決後の継続的な取組

- (1) 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- (2) いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、学校の調査によって明らかになった事実について、経過報告を含め適切な方法により、その説明を丁寧に行うよう努める。
- (3) いじめは被害者の人間としての尊厳を著しく傷つけるものであるということと、ひとり一人が全て他から尊重され大切にされなければならない存在であることを改めて生徒全員に伝え、いじめの問題について話し合わせるなど、それぞれが自分の問題として考えることができるように指導する。
- (4) 被害者、加害者、傍観者などいじめ事案に関係した生徒やそれら生徒が所属する学級等の生徒が、好ましい人間関係を再び築き、新たな活動に踏み出せるような支援を進めていく。
- (5) 本校いじめ防止基本方針について検証し、今後のいじめ防止に向けて必要な見直しを行う。

## 8 重大事態への対応

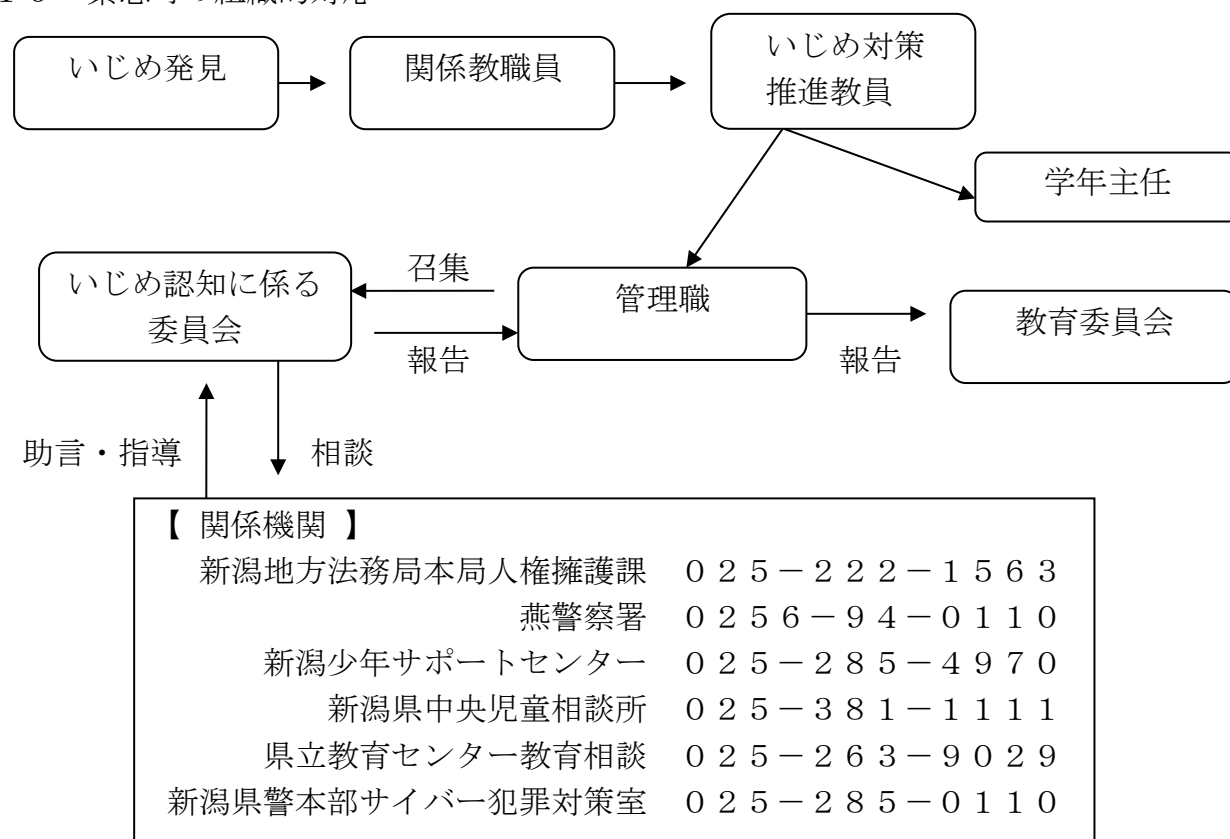
- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。
- (2) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

- (3) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、生徒指導部・いじめ認知に係る委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (4) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ未然防止・早期発見に係る委員会が中心となり、再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

## 9 取組の点検と評価

- (1) 「新潟県立吉田高等学校いじめ防止基本方針」が効果的に機能しているかどうか、いじめ対策委員会を中心に毎年度末に定期的な点検と評価を行う。
- (2) 「新潟県立吉田高等学校いじめ防止基本方針」の見直しに際しては、アンケート等を通して生徒の意見も適宜取り入れるとともに、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

## 10 緊急時の組織的対応



(令和2年4月1日改訂)